

出産を控えている方へ

(1) 出産育児一時金について

三宅村国保加入者が出産したとき、出産育児一時金が世帯主あてに支給されます。

支給額・・・42万円

支給方法・・・基本的には直接支払制度により支給されます。

注1) 妊娠12週以上であれば、死産・流産の場合にも支給されます。(ただし、医師等の証明書が必要です。)

注2) 勤務先の健康保険に1年以上被保険者本人として加入していた方が、退職後6ヶ月以内に出産した場合で、勤務先の健康保険から出産育児一時金等の支給を受ける場合は、国民健康保険からは支給されません。

(2) 出産育児一時金直接支払制度とは

平成21年10月以降の出産費用について、出産育児一時金として支給される金額を限度に、村から医療機関へ直接支払うことにより、申請者の一時的な窓口負担を軽減するための制度です。

この制度の利用は任意ですが、ご利用の際には、入院から退院されるまでに、被保険者と医療機関との間で「直接支払制度合意文章」(代理契約)を交わしていただく必要があります。また、医療機関(特に個人病院等)によっては、この制度を利用できない場合もあります。詳しくは医療機関へお問い合わせください。

(3) 出産育児一時金直接支払制度を利用した場合の支払等について

・ 出産費用が出産育児一時金支給額を超えた場合

被保険者の方は、出産育児一時金を超えた金額を医療機関等へ支払うこととなります。役場へのお産育児一時金に関する手続きは特に必要ありません。

・ 出産費用が出産育児一時金支給額に満たない場合

出産に関する医療機関等への支払いは、原則として発生しません。

また、医療機関等からの請求が出産育児一時金に満たない場合は、その差額を請求できます。被保険者の方は、医療機関から交付された領収明細書と出産育児一時金差額請求書を提出してください。

<ご用意いただくもの>

直接支払制度合意文章(医療機関と交わしたもの)、保険証、印鑑、母子手帳、世帯主の銀行口座がわかるもの

(4) 出産育児一時金直接支払制度を利用しない場合、または海外での出産の場合の支払等について

分娩に関する費用の全額を医療機関に支払うこととなります。

後日、国民健康保険出産育児一時金請求書に下記の書類を添えて提出して下さい。

<ご用意いただくもの>

保険証、印鑑、母子手帳、世帯主の銀行口座がわかるもの、代理契約に関する文章の写し（医療機関等より交付）、分娩費用に関する領収明細書の写し（医療機関等より交付）

<申請期限>

出産した日の翌日から2年を経過すると時効となり、支給されませんのでご注意ください。

<国民健康保険に関するお問い合わせ>

村民生活課住民係 5-0904